

第11回特別弔慰金の

支給が行われます

国では戦没者等の遺族に対し特別弔慰金の支給を行っています。弔慰金とは先の大戦で公務等のために殉じたもとの軍人、軍属及び準軍属の遺族に対し国としての弔意の意を表すために支給するものです。

■支給対象者

次の順番による先順位のご遺族一人に支給します。
(1) 令和2年4月1日までに戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金の受給権を取得した方

(2) 戦没者の子

(3) 戦没者等の①父母、②孫、③祖父母、④兄弟姉妹
※戦没者等の死亡当時、生計関係を有していること等の要件を満たしているかどうかにより、順番が入れ替わります。

(4) 右記1〜3以外の戦没者等の三親等内の親族(甥・姪等)

※戦没者等の死亡時まで引き続き1年以上の生計関係を有していた方に限ります。

■支給内容 額面25万円(5年償還の記名国債)

■請求期間 令和2年4月1日から令和5年3月31日まで

※特別弔慰金の請求については、前回(第10回特別弔慰金) 受給された方に北海道から請求勸奨の個別通知が送付される予定となっておりますので、請求に関するお問い合わせは通知が届いてから行うようにお願いします。

■お問い合わせ 町民課住民グループ

☎01392-2-3131

確定申告期間が延長されます

新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、申告会場の混雑緩和により感染拡大防止に取り組むため、受付期限を4月16日(木)まで延長しています。

受付会場などについては次のとおりです。

■3月17日(火)からの申告会場

- ・受付会場 役場1階申告会場または税務課
- ・受付時間 9時~15時

※3月17日(火)以降に申告を行った場合には、個人住民税の課税が第1期(6月末納期限)に間に合わない場合がありますのでご了承ください。この場合、第2期以降での課税または税額変更等の処理を行ったうえで、納税通知書等によりお知らせします。

■お問い合わせ 税務課税務グループ

☎01392-2-3131

介護保険運営協議会委員募集のお知らせ

介護保険制度は、介護を必要とする方々に対して、適切な介護サービスを提供することを目的としています。

介護保険事業の円滑な運営を図るため、住民のみなさんに参加していただき、多くの意見の中から、事業計画の作成や事業評価を行う、介護保険被保険者を代表する委員を募集します。応募については下記まで申し込みください。

- 募集人数 3名
- 応募資格 町内に在住する満40歳以上の方
- 検討事項 介護保険事業計画、介護保険料、介護保険特別会計に関すること
- 委員報酬 条例に基づき報酬を支払います
- 任期 令和2年4月1日~令和4年3月31日
- 協議会開催回数 年2~3回
- 申込期限 4月10日(金)
- 申込・お問い合わせ 健康管理センター ☎01392-2-2122

木古内町観光スポット紹介!!北海道新幹線ビュースポット!



○新幹線ビュースポット
住所:木古内町建川39-4
駐車場:4台

木古内町は「北海道新幹線ビュースポット」を整備しています。ビュースポットは約4メートルの高さから、山間を抜ける直線を走る新幹線車両を見ることが出来ます。
この区間は、貨物車両と新幹線車両が走る共用区間でもあり、よく見ると線路が3本敷いている日本でも珍しい区間で、ダイープな鉄道ファンに注目されています。
駐車場は4台分整備しており、近隣には、木古内町郷土資料館「いかりん館」や道南トロッコ鉄道などがあり鉄道ファンのみならず家族で楽しめるエリアとなっております。他の地域では貨物車両と新幹線車両がすれ違ふところはなかなか見ることが出来ず、もし見ることが出来たらかなりラッキーです。ビュースポットを通する車両の時刻表は木古内町公式ホームページに掲載しています。
ぜひ、一度足をお運びください。

木古内町観光情報